

令和8年度

社会福祉法人志木市社会福祉協議会
事業計画書

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

社会福祉法人志木市社会福祉協議会

令和8年度事業計画

目次

1	事業の推進にあたって	1
2	事業の取組方針	2
3	組織別事業計画	
	<地域福祉課>	
	法人運営に要する経費	3
	地域福祉に要する経費	4
	法人後見事業に要する経費	
	基幹福祉相談センターに要する経費	6
	<長寿えがお課>	
	居宅介護支援事業に要する経費	7
	訪問介護事業に要する経費	8
	地域包括支援センターに要する経費	9
	<ふれあい交流課>	
	志木市総合福祉センターに要する経費	10
	宗岡第二公民館に要する経費	
	志木市福祉センターに要する経費	11
	志木市第二福祉センターに要する経費	
	障がい者通所施設（生活介護）に要する経費	12
	障がい者通所施設（就労継続支援B型）に要する経費	
	地域活動支援センターに要する経費	13
	<こども未来課>	
	志木市児童センターに要する経費	14
	宗岡子育て支援センターに要する経費	
	放課後子ども教室・学童保育クラブに要する経費	15

1 事業の推進にあたって

近年、急速な少子高齢化や核家族化、価値観の多様化が進む中、地域社会の繋がりが薄れ、地域コミュニティの担い手不足、孤独死・社会的孤立、児童虐待といった地域課題が顕在化しています。また、長引く物価高騰と激甚化・頻発化する自然災害などの影響は、地域社会の基盤を揺るがす深刻な課題となっています。

こうした環境の変化の中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために住民、行政、ボランティア、NPO、関係機関などが連携・協働し、互いに支え合う地域共生社会の実現が求められています。この地域共生社会への取組は、「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていかうとするもので、多様な主体が重層的に繋がり、包括的に支援が届く体制を構築することが重要です。

本会では、これらの状況を踏まえ第6次志木市地域福祉活動計画に基づき、「みんなで地域をともに創り、安心して暮らせる、誰もが輝くまちの実現」に向かって、各種事業を展開しているところです。

令和8年度の事業運営は、以下の3つの柱を中心とした取組を強化し、包括的な支援体制の構築を目指します。

「わかりあい、支えあいのあるまちづくり」

多様な住民が気軽に集い、交流できる居場所づくりを支援するとともに孤立を防ぎ、住民一人ひとりが「活躍の場」と「役割」を持てる機会を創出できるように住民や行政、関係団体と連携、協議を行い、事業活動を促進します。また、本会のPR活動を強化し、運営基盤の充実、財政基盤の安定、職員の資質の向上に努めます。

「誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり」

8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど複合的な課題を抱える世帯に対し、社協内や関係機関と連携した重層的支援体制を構築し、支援の強化を図ります。また、地域に密着した事業が展開できるよう、各種事業の充実に努めます。

「安心・安全に暮らせるまちづくり」

激甚化・頻発化する自然災害に備え、避難行動要支援者の個別避難計画作成支援を行うとともに災害ボランティア登録制度など災害時における福祉支援体制の強化を図ります。また、物価高騰の影響を受ける低所得世帯等への支援についても、関係機関と連携し、きめ細やかな相談支援を継続します。

2 事業の取組方針

(1) 地域福祉活動

小地域を基盤とした福祉活動やボランティア活動を支援し、福祉コミュニティの形成を図るとともに公的制度を重層的に補完する各事業を見直し、地域で支える在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、基幹福祉相談センターでは、総合相談窓口として、生活困窮、後見、障がいに関する相談支援を行うとともに、8050問題などにも対応できるよう、地域資源を最大限に活用した仕組みづくりを進めます。

(2) 高齢者支援

居宅介護支援事業所では、後を絶たない詐欺被害に対し被害を未然に防げるよう、対応策も含めた情報提供を行い、不安の軽減に努めます。

訪問介護事業所では、自宅でのターミナルケアへの体制整備として、ヘルパーの介護技術の向上を図るとともに細やかなサービス調整を行います。

地域包括支援センターでは、災害時における認知症の人への対応も含めた住民同士の支え合いを進めるとともに「チームオレンジ」の立ち上げを支援します。

(3) 地域福祉拠点

総合福祉センター、宗岡第二公民館では、複合施設の特徴を生かした共催事業を館内事業所と綿密な連携を図って企画・実施するほか、サークル活動の学びの成果を地域で活かす地域貢献活動を促進します。

福祉センター、第二福祉センターでは、ストレッチヨガ、アコーディオン音楽会、脳トレ講座など、さまざまな事業を実施するほか、老人クラブの活動をPRして会員の拡大を支援します。

(4) 障がい者支援体制

障がい者通所施設では、利用者の身体能力の維持向上を図るための散歩や意思決定の機会となる買い物などの生活体験を増やすほか、工賃を増額するための取組を強化します。

地域活動支援センターでは、PRに併せて対象者のニーズ調査を行うほか、近隣市の調査を進め、講師の確保を含めた新規事業の開拓を行います。

(5) 子ども支援

児童センターでは、地理的条件によりセンターを利用しにくい地域の小学校に出向き、工作キット等を配布し児童に遊びを提供する事業を実施するなどセンターの周知を図ります。

宗岡子育て支援センターでは、テラスを活用し昼食場所を提供する事業を新たに実施し、子育て親子の交流の促進と食育への興味や関心を高めてまいります。

放課後子ども教室・学童保育クラブでは、利用児童が主体的に活動するための意見交換等の場を提供し、体験プログラムの企画や事業運営に反映させてまいります。

3 組織別事業計画

法人運営に要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

社会福祉法人志木市社会福祉協議会の事業全体の管理及び総合的・計画的な事業執行を行うための組織管理を行う部門として、各課間の連絡・調整を図り、適正な法人運営を推進する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 地域福祉事業の財源確保のための取組

地域福祉事業の財源である会員会費の減少に対応するため、企業、医療福祉関係団体などへの特別会員や有料広告の定期的な案内、また、本会積立金等資産の運用方法を見直し、継続して事業が実施できるよう財源の確保を図る。

新 職員間コミュニケーション事業の実施

職員の離職防止を目的として、職員同士が交流できるイベントや入職5年未満の職員が他課の管理職や所長等と業務について相談できる機会など、職員間のコミュニケーションを促進する取組を実施する。

3 主要な施策

(1) 法人・役員活動

- ① 理事会等の開催（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会）
- ② 監事会の開催

(2) 事務局活動

- ① 人事・労務管理
- ② 財務管理

(3) 組織強化活動

- ① 会員の募集（地区委員会の開催）
- ② 福祉功労者表彰
- ③ 職員研修の実施
- ④ 職員間コミュニケーション事業

(4) 広報活動

- ① しき社協だよりの発行（4月、7月、10月、1月）
- ② ホームページ、SNSによる情報発信
- ③ 有料広告の募集

(5) 福祉サービスの適正運営

- ① 苦情への対応
- ② 第三者委員の設置及び第三者委員会の開催

地域福祉に要する経費

法人後見事業に要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

小地域を基盤とした福祉活動を支援することにより、福祉コミュニティの形成を図る。また、地域住民の福祉・障がい理解を進めるとともにボランティア活動への関心を高め、ボランティア・市民活動の育成、援助を行う。さらに、会員会費や共同募金配分金を有効活用し、公的制度を重層的に補完できるよう各事業の見直しを行い、地域で支える在宅福祉サービスを展開する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 誰もが参加できる居場所づくりのための取組

地域共生社会の実現に向けて、住民や地域の関係団体と連携し、世代や属性を問わず誰もが参加でき、相談や交流などの様々な機能を持った居場所づくりに取り組む。

新 高齢者の「移動」を支援するための取組

市内全圏域の課題となる高齢者の移動方法を地域における支え合いの中で解決するため、ニーズ調査及び先進地の視察研修を実施する。

3 主要な施策

(1) 地域福祉活動

- ① 生活支援体制整備業務（市委託）
- ② ふれあい健康交流会事業（市委託）
- ③ 家族介護者交流事業（市委託）
- ④ 小地域サロン活動の支援（支え合い・助け合い活動支援事業）
- ⑤ 詐欺被害防止電話機等購入補助の実施

(2) ボランティア・市民活動センター

- ① ボランティア・市民活動センターの運営
 - ・ボランティア活動に関する相談及び情報提供
 - ・ボランティア活動保険の受付
 - ・ボランティア関連講座（傾聴・音訳・点訳等）
 - ・ボランティア体験プログラムの実施
 - ・手話奉仕員養成研修入門講習会・基礎講習会事業（市委託）
 - ・災害ボランティアセンターの運営（登録制度等）
- ② 福祉教育の推進（小中学校との協働による福祉体験学習）
- ③ フードドライブ事業

(3) 在宅福祉活動

- ① たんぽぽ生活応援隊（地域住民による家事援助などの生活応援活動）
- ② 福祉機材の貸出
- ③ 福祉車両利用料補助金交付事業
- ④ 災害見舞金支給事業

(4) 共同募金配分金事業

① 地域福祉活動助成の実施

小地域活動を活発にするため、町内会の福祉活動や地域福祉事業への助成をはじめ、ボランティア・市民活動や福祉関係団体の行う地域福祉活動に対し助成する。

② 介護用品購入支援事業

介護保険制度など、公的サービスの対象とならない介護用品を低額で購入できるよう支援することにより、在宅で日常的に介護をしている世帯の負担軽減を図る。

③ 地域でつながる子育て応援事業

地域で安心して子育てができるよう子育て世帯に対し、子育て応援用品を配布する。

④ 生活困窮世帯支援事業

経済的に困窮しているひとり親世帯に対して、食品提供を行う。

(5) 福祉サービス利用援助事業

障がいや疾病などにより判断能力が低下し、一人で生活していくことに不安のある人を対象に、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス契約の代行・代理、郵便物の整理・確認、日常的な金銭管理、重要書類の管理などにより生活を支援する福祉サービス利用援助事業を行う。

(6) 法人後見事業

判断能力が十分でなく、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の選任により生活の安定を図る必要のある高齢者、知的・精神障がい者等に対し、法人として成年後見業務（法人後見、後見監督）を受任し、継続的に財産管理や身上保護を行うことにより被後見人等を支援する。

(7) 生活福祉資金貸付事業

埼玉県社会福祉協議会からの受託事業として、低所得者、高齢者、障がい者や離職者等の生活を経済的に支えるとともに、在宅生活の改善や社会参加の促進を図るため、資金の貸付と必要な相談支援を行う。

基幹福祉相談センターに要する経費

(地域福祉課)

1 事業の概要

基幹福祉相談センター（生活相談センター、後見ネットワークセンター、障がい者基幹相談支援センター）業務を受託し、生活困窮者、障がい者、高齢者、児童、ひきこもり及び孤独・孤立等に関する複合的、包括的な支援を要する市民に対し、専門的な相談支援を行うとともに、支援機関等との調整及び連携構築を図る。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 8050問題の早期把握・早期対応

就労準備支援事業を含めた基幹福祉相談センターの周知を行い、8050問題を抱えるケースを把握する。

新 生活困窮者等のための地域づくり事業

課題を抱える市民の早期発見、安心して通える居場所の確保、生活課題を複雑化させないための予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。

3 主要な施策

(1) 生活相談センター業務

- ① 自立相談支援事業
- ② 住居確保給付金支給事業
- ③ 家計改善支援事業
- ④ 就労準備支援事業
- ⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(2) 後見ネットワークセンター業務

- ① 成年後見制度等の利用促進（普及啓発、人材育成、専門職を対象とした研修の実施）
- ② 後見人等候補者の調整、支援
- ③ 市民後見人の養成、支援

(3) 障がい者基幹相談支援センター業務

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援体制強化の取組
- ③ 障がい者虐待防止、理解促進及び社会参加等の促進、差別禁止の取組
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 地域自立支援協議会の運営、地域生活支援拠点の運営

(4) 重層的支援体制整備事業に関する業務

- ① 多機関協働の取組
- ② 重層的支援会議の開催
- ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- ④ 参加支援の取組
- ⑤ 地域づくりに関する取組

居宅介護支援事業に要する経費

(長寿えがお課)

1 事業の概要

介護保険法及び障害者総合支援法における指定居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所として、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護・要支援認定を受けた人や障がい者のケアプランを作成し、あわせて、介護者である家族の相談、情報提供、見守り等の支援を行う。

また、地域に密着したサービス提供ができるよう、関係各所との情報収集・情報交換を積極的に行い、連携強化を図りながら、要介護者・障がい者の在宅生活を支援する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 人生会議（ACP）の周知

意思表示ができなくなった時も自分らしい最期を迎えられるよう、エンディングノート等を活用し「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」の周知を図り、利用者やケアラーの想いを尊重した支援に繋げる。

重 多問題ケースへの支援

多問題ケースについて、重層的支援体制整備事業における多機関協働のチームメンバーとして関係機関と連携を図り、支援を行う。

新 詐欺被害防止への取組

増加する様々な詐欺に高齢者や家族、独居の人等が被害にあわないよう、警察署や金融機関及び不動産会社等から詐欺の手口や対応策について情報収集し、被害を未然に防ぐことができるよう取組を実施する。

3 主要な施策

(1) 居宅介護支援事業所の運営

- ① 主任介護支援専門員・介護支援専門員の配置
- ② 相談支援専門員の配置

(2) 計画の作成・支援

- ① 介護サービス計画書（ケアプラン）の作成
- ② 個別避難計画の作成支援

(3) 要介護認定調査の実施

(4) 会議・研修の実施



「人生会議」ロゴマーク

訪問介護事業に要する経費

(長寿えがお課)

1 事業の概要

指定訪問介護事業所、指定居宅サービス事業所及び志木市委託事業所として、さまざまな制度に基づいてサービスの提供を行い、利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を安心して送ることができるよう、身体の介護や生活の支援を行う。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 サービス内容の説明強化

窓ふきやワックスがけなどの介護保険制度で適用外となるサービスを利用者家族に書面で明示することで業務上の混乱を回避し、適切なサービスへと繋げる。

重 介護職員確保のための取組

SNSや「しき社協だより」などを利用した訪問介護事業所の広報活動の強化を図るとともに、介護人材確保を目的とする補助金を活用した介護職員募集を行い、住民の生活を支える介護サービスの需要増大に応えるための体制を整備する。

新 本人の意思を尊重した支援の実施

ターミナルケア（終末期医療）が必要な利用者からの依頼を積極的に受け、残りの人生を穏やかに過ごせるように介護サービスを提供する。

3 主要な施策

(1) 訪問介護事業所の運営

① 高齢者支援

・訪問介護（身体介護・生活援助）

② 障がい者支援

・居宅介護

・重度訪問介護

・同行援護

・移動支援事業（市委託）

③ 子育て支援

・産前・産後サポート事業（市委託）

・子育て世帯訪問支援事業（市委託）

・ヤングケアラー家事支援事業（市委託）

(2) 制度対象外（自費）サービスの提供

(3) 会議・研修の実施

地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）に要する経費

（長寿えがお課）

1 事業の概要

市からの委託により、柏町及び館・幸町地区の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、相談を受け、高齢者を見守り、心身の状態にあわせた支援を行う。また「地域包括ケア」の中核機関として、必要な総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどを実施する。

2 新規事業（新）

新 認知症への正しい理解の啓発

柏町地区では、災害時を想定して、避難が必要な状況での認知症の方の対応に関する講座や地域防災をテーマとした生活支援体制整備事業第2層協議体での事業を行う。

館・幸町地区では、令和7年度に館地区で2か所のチームオレンジを立ち上げる支援を行った経験を活かし、幸町地区の既存の団体に対してチームオレンジの立ち上げを支援する。

3 主要な施策

(1) 地域包括支援センターの運営（柏の杜、館・幸町）

① 総合相談支援業務

- ・総合相談及び実態把握業務
- ・ネットワーク構築事業

② 権利擁護と虐待防止

- ・成年後見制度の活用促進
- ・高齢者虐待への対応
- ・消費者被害の防止

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築
- ・介護支援専門員に対する支援

④ 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・一般介護予防事業

⑤ 包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業）

⑥ 重層的支援体制整備事業の理解と推進

(2) 市受託事業の実施（認知症施策、高齢者元気づくり事業、個別避難計画の作成支援）

(3) 指定介護予防支援事業所の運営

志木市総合福祉センターに要する経費

宗岡第二公民館に要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

指定管理者として、住み良い地域社会の形成と福祉の増進を図るため、複合施設の利点を活かし、誰もが安心して利用できる地域福祉拠点施設の管理運営を行う。

また、住民の教養の向上をはじめ、健康を増進し、生活文化の振興、社会福祉の増進を図るため、関係機関や団体と連携して各種事業を実施する。

2 重点事業 (重)

重 利用促進への取組

複合施設の特徴を生かした共催事業が円滑に実施できるよう、館内事業所と綿密な連携を図って事業を企画・実施する。また、サークル活動の学びの成果を地域で活かす地域貢献活動を促進し、継続した活動支援及びサークルの立ち上げに繋げる。

3 主要な施策

- (1) 総合福祉センターの管理運営 (施設利用 5 部屋)
- (2) 宗岡第二公民館の管理運営 (施設利用 10 部屋)
- (3) 自主事業の実施

【総合福祉センター】

- ① 総合福祉センター春まつり
- ② 多世代交流事業
- ③ 普通救命講習会
- ④ 映画会、サマーコンサート、ミニコンサート
- ⑤ 地域福祉支援事業 (印刷機、コピー (大判コピー) サービス、看板印刷サービス、サークル活動支援)

【宗岡第二公民館】

- ① 高齢者事業 (寿大学)
- ② ICT学習支援事業 (スマホ講座)
- ③ 一般成人事業 (趣味講座、生活講座、自習スペース開放等)
- ④ 家庭教育支援事業 (夏休み宿題大作戦、書初め練習会、小学生勉強会等)
- ⑤ 青少年事業 (中学生勉強会)
- ⑥ 地域福祉事業 (みんなの木あそび、写真教室)
- ⑦ 地域連携事業 (子ども会との共催事業)
- ⑧ 図書室運営・関連事業 (よみきかせ、本のお楽しみ福袋、読書ビンゴ、ブックフェスタ)

志木市福祉センターに要する経費

志木市第二福祉センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、高齢者福祉推進の拠点として、教室事業や介護予防事業、サークル活動の支援など、高齢者の憩いの場、社会活動の参加を促進する場として、快適に過ごせる施設運営を行う。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 単位老人クラブの支援

単位老人クラブの会員減少、役員の高齢化に伴う解散が増加しているため、身近な地域で活動している単位老人クラブの活動を積極的にPRする。（福祉センター）

新 利用促進への取組

運動が苦手でも継続できるストレッチと心身を整えるヨガを組み合わせた「ストレッチヨガ」、アコーディオンなどの「演奏会」、「脳トレ講座」などを新たに企画し、利用促進を図る。（第二福祉センター）

3 主要な施策

(1) 福祉センター、第二福祉センターの管理運営

- ① 利用促進
- ② 緊急時対策、防犯・防災対策
- ③ 衛生管理の徹底による安全性の向上

(2) 自主事業の実施

- ① 教室事業（書道、民謡、大人のぬり絵、健康体操、ダンス、声のトレーニング等）
- ② 介護予防事業
 - ・筋力トレーニング
 - ・転倒予防体操
 - ・認知症予防事業
 - ・イベント事業（チェロ、アコーディオンなどの演奏会、音楽療法等）
- ③ サークル活動の支援
- ④ 志木市老人クラブ連合会事務局（志木市福祉センター）
- ⑤ 市営城山住宅の見回り安否確認（志木市第二福祉センター）
- ⑥ 浴室の利用（志木市第二福祉センター）

障がい者通所施設(生活介護)に要する経費

障がい者通所施設(就労継続支援B型)に要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

障害者総合支援制度に基づき、利用者の自立した日常生活又は社会生活や継続的な就労活動ができるよう、利用者の意向、適性、障がいの特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、利用者に対して適切かつ効果的な障がい福祉サービスを実施する。

2 重点事業（重点事業：**重**）

重 日常的な活動内容の見直し

散歩や買い物などの生活体験を増やして利用者の身体能力の維持向上を図り、意思決定の機会を提供します。（生活介護）

重 工賃増額のための取組

利用者の能力に合わせた作業メニューを提供することとあわせて、物価高騰に対応するために経費の合理化・効率化を図り、工賃月額 30,000 円を目標に生産活動、就労活動を実施する。（就労継続支援B型）

3 主要な施策

- (1) 生産活動、就労活動の実施
- (2) 生活介護事業（つくしんぼ）、就労継続支援B型事業（クローバー、ひまわり、東館）の運営
 - ① 事業所の運営
 - ・リーダー会議
 - ・常勤職員全体会議
 - ・部門ごとの職員会議
 - ・ケース会議
 - ・各種研修の実施・参加
 - ② 教養・生活能力向上活動、地域交流活動、日中活動の支援
 - ・スポーツレクリエーション、リハビリ体操
 - ・療育音楽、カラオケ、絵画教室
 - ・市内外イベント等参加
 - ・料理ボランティアとの交流会
 - ・缶回収（生活介護）

地域活動支援センターに要する経費

(ふれあい交流課)

1 事業の概要

障がい者等の意思及び人格を尊重し、地域において自立した生活を営むことができるよう、障がい者等の声をもとにした創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流を促進する事業を実施する。

2 重点事業 (重)

重 対象者へのニーズ調査の実施

教室事業、サークル活動、機能回復訓練など、各事業における新規利用者を確保するため、近隣市の地域活動支援センターへの聞き取り調査を行い、新規事業を開拓する。

3 主要な施策

(1) 地域活動支援センターの管理運営

- ① 障がい者団体及びボランティア活動団体への活動場所の提供
- ② 緊急時対策、非常時対策

(2) 自主事業及び受託事業の実施

- ① 教室事業
 - ・料理教室
 - ・陶芸教室
 - ・生花教室
 - ・体操教室
 - ・みんなの木あそび (宗岡第二公民館共催事業)
 - ・写真教室 (宗岡第二公民館共催事業)
- ② サークル活動の支援
- ③ 機能回復訓練事業 (市委託)
- ④ 社会適応・生活訓練 (青年学級)

志木市児童センターに要する経費

宗岡子育て支援センターに要する経費

(こども未来課)

1 事業の概要

志木市児童センターにおいては、児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにする児童福祉法の規定に基づく目的を達成するための事業を展開する。

宗岡子育て支援センターにおいては、子育て家庭の保護者、乳幼児等に対する支援を行うため、子育て親子の交流の場の提供と交流促進を中心とした事業を展開する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 利用促進への取組（児童センター）

志木地区の小学校などセンターを利用しにくい地域の小学校に出向き、工作キットの配布やセンターの周知活動を行う「児童センターあそびのタネギフト」を実施する。

新 子育て親子の交流の促進（宗岡子育て支援センター）

テラスを活用し昼食場所を提供する「テラスでランチ」を実施し、共食を通じて食への興味・関心を高めるとともに、未就園児を中心とした子育て親子の交流を促進する。

3 主要な施策

- (1) 児童センター及び宗岡子育て支援センターの運営
- (2) 自主事業の実施

【志木市児童センター】

- ① 施設開放
- ② 未就学児保護者対象事業（なかよしランド、児セビクス等） 6事業
- ③ 小学生以上対象事業（なぞときタイム、クッキング等） 27事業
- ④ 地域育成事業（こどもマルシェ、サマーコンサート等） 7事業
- ⑤ 相談事業（子育て相談、こども相談） 2事業

【宗岡子育て支援センター】

- ① 子育て親子交流事業（あそびの広場、ミニミニ講座等） 10事業
- ② 子育て支援事業（親子講座、テラスでランチ等） 14事業
- ③ 地域育成事業（星空えいが会、プチぽけっとクラブ等） 7事業
- ④ 相談事業（子育て相談、専門相談） 2事業

放課後子ども教室・学童保育クラブに要する経費

(こども未来課)

1 事業の概要

市からの委託により、宗岡地区4小学校の全児童を対象に、安心・安全に過ごすことができる放課後の居場所として、学校内や学童保育専用施設で学習を支援するほか、遊び、スポーツ、文化活動等を体験・交流するプログラムを行う「放課後志木っ子タイム事業（全児童を対象とする『放課後子ども教室』と就労家庭等の児童を対象とする『学童保育クラブ』を校内交流型で運営する事業）」を実施する。

2 重点事業及び新規事業（重点事業：**重**、新規事業：**新**）

重 こども版利用満足度アンケートの実施

利用児童の充足感、充実感を評価できる「こども版利用満足度アンケート」を実施し、利用児童の声が尊重される取組を進める。

新 「こどもみらいラボ」の立ち上げ

利用児童が主体的に活動できる交流会「こどもみらいラボ」を新たに実施し、そこで出された新規体験プログラムの企画等を事業運営に反映させる。

3 主要な施策

(1) 宗岡地区放課後志木っ子タイムの運営

- ・保護者会の開催
- ・放課後志木っ子タイム運営委員会の開催
- ・利用満足度アンケートの実施
- ・地域の人材活用（放課後子ども教室見守りスタッフ、防犯パトロール「ちいパト隊」、学生ボランティア）
- ・志木市朝のこどもの居場所づくりモデル事業の実施

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施

(3) 放課後志木っ子タイム事業の実施

- ・児童の主体的活動「こどもみらいラボ」（長期休業日のオンライン交流会、体験プログラム）
- ・放課後志木っ子タイムフェス
- ・地域人材等活用事業（個人年96回、団体年96回）
- ・放課後学習教室（年120回）
- ・学習アドバイザーによる自主学習支援（年96回）
- ・高学年対象学習教室（年2回）

(4) 広報活動（放課後志木っ子タイム通信）